

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）第14条の4の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条例第14条の5の規定により公示する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
清水港日の出駐車場、 待合所、日の出緑地及 び遊歩道並びに港湾関 連団体用業務室	静岡市清水区興津清見寺町 1375番地の16	日の出ドリームパーク 代表団体 清水港振興株式会社 代表取締役 村上 光廣	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

=====

静岡県清水港湾交流センターの設置及び管理に関する条例（平成11年静岡県条例第8号）第14条の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条例第15条の規定により公示する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県清水港湾交流セ ンター	静岡市清水区興津清見寺町 1375番地の16	日の出ドリームパーク 代表団体 清水港振興株式会社 代表取締役 村上 光廣	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで